



Title	帝国公証人条令（1512年）
Author(s)	田口, 正樹//訳
Citation	北大法学論集, 65(6), 266[349]-248[367]
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/58382">http://hdl.handle.net/2115/58382</a>
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_vol65no6_21.pdf



[Instructions for use](#)

# 帝国公証人条令（1512年）邦訳

田口正樹

以下に掲げるのは、ドイツ（神聖ローマ帝国）で1512年に成立し公布された、帝国公証人条令 Reichsnotariatsordnung (RNO) の日本語訳である。

ドイツでも、早くから公証人制度が発達したイタリアやフランスからの影響を受けて、13世紀終わりごろから公証人が姿を現し、中世後期の間、特に15世紀には、次第に数を増し活動を広げていった<sup>1</sup>。それとともに、公証人とその仕事の質を管理する必要性も意識され、14世紀前半以降、教会分野を中心に、各地で法的規制の試みがいくつか見られた<sup>2</sup>。しかしその効果は必ずしも十分でなく、15世紀も終わりに近づくにつれて、ドイツ全体の規模での規制が要請されることとなった<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 中世後期ドイツにおける公証人の普及と活動については、拙稿「中世後期ドイツの国王裁判権と公証人」『北大法学論集』66巻5号（2015年）1-60頁、3頁以下と対応する注で挙げた文献を参照。なお、最近の文献として、アンドレアス・マイヤー（中谷惣訳）「西洋中世の公証人制度」臼井佐知子他編『契約と紛争の比較史料学—中近世における社会秩序と文書—』（2014年 吉川弘文館）343-360頁も参照。

<sup>2</sup> 最も早い例は1338年にケルン大司教が制定した規則である。他の事例も含めて、Mathias SCHMOECKEL, Die Reichsnotariatsordnung von 1512. Entstehung und Würdigung, in: DERS., Werner SCHUBERT (Hg.), Handbuch zur Geschichte des deutschen Notariats seit der Reichsnotariatsordnung von 1512, (Rheinische Schriften zur Rechtsgeschichte, Bd. 17), Baden-Baden 2012, S. 29-74, S. 66 ff. を参照。

<sup>3</sup> 以下の帝国公証人条令の立法史は、M. SCHMOECKEL, a. a. O., S. 33-42 による。

皇帝マクシミリアン1世のもとで開かれた1495年のヴォルムス帝国議会は、いわゆる帝国改造 Reichsreform のためにいくつかの重要な法規範を成立させたが、そのうちの一つである帝国最高法院規則 Reichskammergerichtsordnung (RKGO) は、帝国最高法院への召喚は法院の使者か公証人を通じてなされるものと定めていた。1496年から97年のリンダウ帝国議会では、帝国最高法院の改革との関連で、公証人の仕事の質の低さにより、訴訟の遅延や訴訟費用の増大といった問題が生じていることが論じられ、帝国最高法院関係の職務を行う公証人については、帝国最高法院が活動許可を与えるという仕組みが構想された。同じような議論と提案は1498年のフライブルク帝国議会でも繰り返され、加えて帝国諸身分もまた公証人の質に配慮すべきことが決定された。この後しばらく、公証人の問題に関して目立った進展は見られなかったが、1512年のケルン帝国議会において、他のいくつかの重要な決定と並んで、帝国公証人条令が成立することとなった<sup>4</sup>。もともと、帝国議会における審議過程で公証人の問題が議論されたことを示す史料は残っておらず、帝国公証人条令が公布された10月8日の時点では帝国議会に参加した諸身分は既にほとんどケルンから立ち去っていたという点から見て、条令は皇帝と諸身分の協議からではなく、実質的に皇帝マクシミリアン1世側が単独で制定したものと考えられる。確かに後掲のように条令の序文では、選挙侯以下諸身分の助言に言及されているが、ケルン帝国議会における帝国議会最終決定が参加した諸身分の署名を伴っていたのに対して、帝国公証人条令の方はそうした署名を欠いているのである。具体的には条令の起草作業は、皇帝から、公証人で帝国最高法院の書記でもあったメミンゲンのアンブロシウス・ディートリヒ Ambrosius Dietrich と法学博士ベルンハルト・キューホルン Bernhard Kuehornn の2人に委嘱され、更に皇帝の秘書官・顧問であったゲオルク・マスパツハ Georg Maspach が補佐として付けられた。条令の公布後、皇帝はいくつかの指令を発して、条令の実効性を高めるよう努めた。

---

<sup>4</sup> 1512年のケルン帝国議会については、さしあたり Heinz ANGERMEIER, Die Reichsreform 1410-1555. Die Staatsproblematik in Deutschland zwischen Mittelalter und Gegenwart, München 1984, S. 207-210 を参照。帝国最高法院の活動期間の延長、上訴規則の制定、経済的独占への対処、帝国クライス制度と執行体制の整備などが行われた。

帝国公証人条令は、後掲のように、まず公証人とその職務について一般的な規定を置き（1条から24条）、次いで遺言書作成に関する規則を定める（I 1条から12条＝〔25条から36条〕）。皇帝文書の送達に関するいくつかの規定（II 1条から3条＝〔37条から39条〕）の後、公証人の代理権について規定が置かれ（III 1条から4条＝〔40条から43条〕）、最後に上訴に関する公証人の活動と一般的に公証人の能力が扱われる（IV 1条から3条＝〔44条から46条〕）。公証人による具体的な文書作成に関して詳細に規定しているのが特徴であり、一方公証人の資質・任命・登録などについてはほとんど定めるところがない。

このような内容面での限定はあるものの、帝国公証人条令は、1500年前後に帝国改造との関連で成立した法テキストの一つとして、ドイツにおける公証人の職務と活動、領邦における公証人関係立法と法制度の発達、および公証人に関する学説の展開に、少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる<sup>5</sup>。

以下の日本語訳は、グルツイヴォッツが引用する公布テキストに基づくが<sup>6</sup>、クンケル他編集の近世私法史史料集に収められた抄録<sup>7</sup>をもあわせて参照した。また、訳出にあたっては、やはりグルツイヴォッツが引用する同時代のラテン語訳<sup>8</sup>、およびその現代ドイツ語訳<sup>9</sup>をも参考にした。引用・参照の便宜を考えて、第25条以下の条文には通しの条文数を補った。また内容を容易に知りうるように、各条文にはそこで扱われている事項を、やはりグルツイヴォッツの現代ドイツ語訳などを参考に、補足して掲げた。

## [序文]

<sup>5</sup> 帝国公証人条令の影響力を正確に評価するには、更に研究が必要である。さしあたり、M. SCHMOECKEL, a. a. O., S. 58 ff. および Inga ZERBES, Wirkung der Reichsnotariatsordnung von 1512 im Deutschen Reich bis 1806, in: M. SCHMOECKEL, W. SCHUBERT (Hg.), Handbuch, S. 75-103 を参照。また、同 Handbuch 第2部所収のドイツの各地方・都市を扱った諸論文の近世史叙述をも参照。

<sup>6</sup> Herbert GRZIWOTZ, Kaiserliche Notariatsordnung von 1512. Spiegel der Entwicklung des Europäischen Notariats, München 1996, S. 3-18.

<sup>7</sup> Wolfgang KUNDEL u. a. (Hg.), Quellen zur Neueren Privatrechtsgeschichte Deutschlands, Bd. 2: Polizei- und Landesordnungen, Köln/Graz 1968, S. 95-116.

<sup>8</sup> H. GRZIWOTZ, a. a. O., S. 3-18.

<sup>9</sup> H. GRZIWOTZ, a. a. O., S. 19-34.

余マクシミリアン、神の恩寵によりローマ皇帝、常に帝国を拡大する者 Mehrer des Reichs、ハンガリー、ダルマティア、クロアティア等々の王、オーストリアの大公 Erzherzog 等々。

余が神の意思により、それに値しない身ながらローマ皇帝の顕位とその全権の高みへと上げられてから、神聖ローマ帝国の名誉・栄光・飾り、および余と帝国の臣民の共通の利益（彼ら臣民の幸福には余の福祉と幸福も多くがかかっている）が、帝国を拡大し高めるだけでなく、また神聖帝国に生起する障害・欠陥・誤りを改革 Reformirung し拒絶するために入念に注意を払うよう、余を動かす。それゆえ余は、神聖帝国の統治を始めるにあたって、しばらく前に姿を消していた平和と正義を回復し維持するために、それらによって誤り、不和、対立が法的な解決に至り、平和を乱そうとする者たちが以前より厳しく処罰されるように、いくつかの指令を発し措置を講じた。しかし、裁判と平和の維持のためだけでなく、その他の神聖帝国と公共の利益にかかわることのためにもまた、公証人の職 Amt der offenen Notarien が、それを通じて人間の行為と意思が忘却に陥らないように文書という手段によって永遠の記憶に保持され、信用するに足る公の証書 offene Urkund によって確実なものとなるのであるから、有用であり、有益であり、また必要である。しかるに公証人、あるいはその職務を不当に行使する者たちで、（余がよく知られた経験と明らかな訴えから聞き知るところでは）彼らの状態と性質と技能からして欠陥のある者が、神聖国内に数多く見出される。彼らのある者たちは多くの点で役に立たず、ある者たちは体僕として義務を負わされており、またある者たちは公証人職に関連して偽造の罪を犯しあるいはその他の非行で汚れ公に非難されており、またある者たちは懈怠があり、ある者たちは未熟・愚鈍である。そのような彼らの無知・いかげんさ・危険によって疑いなく数え切れないほど多くの人々が、誤った方向に導かれ、なおざりにされ、苦しめられている。それゆえ余は、そのような障害と欠陥に対処し、配慮を見せ、そしてこれらの事柄に通じており経験もある何人かの学識者たちに命令を与えることが、必要であると見なした。彼らが余の皇帝としての権力により本条令 Ordnung を作成し、彼らがそれを余に引き渡した後、余自身はその効用と実益に関して立ち入って吟味したうえで、皇帝の権力と、現在開かれているケルンの帝国議会に集まっていた余と神聖ローマ帝国の選挙侯、諸侯、その他の諸身分の助言により、本条令をここに確認し、確証し、認可するものである。余はまた、本条令が帝国内

のいたるところで公表され、布告されるべく、命令し欲するものである。

### 第1条 [公証人の法令遵守義務・損害に対する責任]

それによれば、公証人は、彼らの公証人職の行使と実行のために彼らに与えられた、この有益な改革 Reformation と条令を、受け入れ、遵守し、また本条令、および彼らの職務宣誓と職務義務に属するその他の諸規定、あるいはまた普通法 gemeiner Rechten や土地土地の褒むべき慣習と習慣によって採用され与えられたその他の諸規定 (の内容) にしたがって、彼らによしと思われるように、彼らの職を正当に忠実に正直に行使するよう努めるべきである。また彼らは、彼らが余の重い不興・罰・贖罪を免れようと欲するのであれば、彼らが怠り誤って導いた人たちに対して、損害と利益 [喪失] を賠償する義務を負うべきである。

### 第2条 [公証人への任命の前提条件]

余は第一に以下のように命じる。すなわち、認可されまた新たに [公証人に] 任命される者たちの間で状態と性質による区別がなされ注意が払われ、それによって法的に公証人の職に就くことを禁止されている者、すなわち不信仰者、不自由人 Eigenleut、Infames と呼ばれる名誉喪失者 Ehrlos、本条令と公証人の職を行使するために必要なその他の知識を知らない者、教会罰のうちにある者、余と帝国のアハトのもとにある者、要するに、公証人は証人の代わりに使われるので、法的案件において証人となることを非難される者が認可され任命されることがないように。

### 第3条 [公正証書の形式]

公正証書 offene Instrumente とその書式の作成にあたっては、以下のような形式が遵守されるということが、普通法・慣行・実務・慣習によって採用されている。すなわち、まず冒頭に、そこからすべての良き行為が由来する神の名が呼びかけられた後、主の至福の年 [= 西暦]、(Indictio と呼ばれる) ローマの租税年の数、最高の君主の名前、それから月、日、時間、行為の場所とより詳しい場所の表示、更に行われた行為の内容、その後と呼ばれた証人すべての姓名が明確に書かれ、最後に公証人の書き判 Signet と署名 Unterschrift が書かれるが、公証人は常にそのために要請され求められねばならず、そのように

要請され要求されたということを表示するべきである。

#### 第4条 [公正証書の形式]

それゆえ余は、この同じ形式を将来にわたって遵守するよう命じるものであるが、もっとも土地の慣習により別の形式が遵守されるべきであるものについては、例外とする。しかしそれでも、神聖ローマ帝国においては少なくとも現時のローマ皇帝ないし国王の名と統治年が書き落とされる（不法にして怠慢な者たちによって、これまでいくらかそのようになされたことがあったが）べきではない。

#### 第5条 [登録簿作成・証書発行]

更に余は以下のことを命じる。すなわち、すべての公証人は登録簿 Protocoll を持ち、それを入念に管理し、死後にはそれを後に残すよう、あらゆるやり方で努めること。登録簿には、他人でなく公証人自身によって、彼の前で行われ、彼がそのために要請されたすべての行為が、その順序にしたがって記述される。また、この登録簿にもとづいて発行された公正証書から、同一文言の写しを登録しておいて保存すること。そうした登録簿に由来する証書が置き忘れられあるいは失われた場合に、または公証人の存命中ないし死後に〔同じ内容の〕別の証書をまた発行する必要が生じる場合であれ、あるいは発行された証書のテキストによって猜疑・嫌疑・誤り・疑問・不和が生じるような場合であれ、この登録簿と記録簿 Register を頼りにできるようにするために。そして以上の点を遵守するということは、以下のように理解されるべきである。すなわち、このように登録されたものは、たとえそれに関与し行為した当事者たちが〔抹消に〕同意を与え、あるいは起きたことを起きなかったとして無効と見なしたいと望み、あるいは帳簿から抹消したいと欲した場合であっても、削除されあるいは抹消されてはならず、そうした記録はそのまま存続する。国庫 Fisco やその他の、書きとめられた行為がそのように行われたということに何らかの利害関心がある者のために、登録簿からそのことが証明されうるように。

#### 第6条 [証書作成の前提]

公証人はまた以下のことに注意するべきである。すなわち、公証人はすべて、

誰かの信頼できそうな陳述や報告を信用するのではなく、彼自身と呼び寄せられた証人の前で実行され起きたことだけを、それもその行為の時点で、つまり彼が要請された時間に起きたことだけを、また彼が身体で感覚で知覚したことを（彼の権力はそれ以上には及ばないのだから）、彼の登録簿に書きとめ、それについて証書を作成するように。しかし、公証人の感覚については区別がなされるべきである。というのは、見ることと聞くことについては、公証人がそれを証人たちがいあわせる場で見て聞けば十分だからである。しかし、味わう、触れる、嗅ぐといった他の感覚の場合には、証人たちが公証人の前で味わい、触れ、嗅ぎ、彼らがこのようにして感覚に受け取ったものについて、当事者たちと証人たちと公証人の前で証言することが必要である。というのは、公証人が有効に証明できるのは、証人たちが証言したことであって、公証人自身が味わい、触れ、嗅いだということではないからである。しかし公証人が証人たちの証言に、彼自身が同様に味わい、さわり、嗅いで受け取ったと付け加えるならば、それは〔証人たちの証言に〕劣らず信じられる。

#### 第7条 [口のきけない者の身振り]

口のきけない者の行為に、公証人が要請され求められ、その者の身振りないし合図を以下のように書くこともまた可能である。すなわち、偶然により話すことができない某が私から尋ねられて、身振りあるいは肩ないし頭の合図によって同意した云々。

#### 第8条 [公証人の代理]

もし公証人が、彼自身が差しさわりのあるときに、彼によって文案作成された証書を他の信用できる者に書かせることができ、その後でみずから署名することが慣習により許されている場合でも、公証人は彼の登録簿ないしその付録 *Ausstreckung* を他人によってではなくみずから作成するべきである。あるいは公証人が何らかの偶然により同じ時間に書くことができないならば、自分の代わりに他の者にそれを委託したということを一語一語申告し、みずからは書けなかったということと他人が書いたということ、彼の下署 *Subscription* の中で証言しなければならない。

#### 第9条 [登録簿への記入]

登録簿は、そこから作成される証書ほど完全に書かれる必要はないが、それでも公証人は少なくとも短い言葉で、彼の前で起きた行為や契約の実体の主要条項、また同様に契約ないし行為の性質あるいは土地の慣習、および特に放棄条項に注意を向けさせておくべきである。

#### 第10条 [当事者の意思と公証人の職務]

というのも、公証人の前で行為し契約を結ぶ者の承認と意見が、契約ないし行為ないしそれについて当事者たちが合意したその他すべての事柄の本質的な部分であるので、この同意と承認は人が知らないものにまで及ぶことはできないからである。それゆえ、公証人が彼と証人たちの前で少なくとも概括的に summarie、取り決め Pacta、放棄、それに彼の前で行われた行為の効果がかかっているすべての条項を、当事者たちに対して語り読み上げ、それに対する同意と承認を言明させることが必要である。登録簿からはそのように見えずまた当事者たちによりそれが表明されていなかった場合であっても、当事者たちは契約の本性や土地の慣習により通常取り決められたとされるものすべてを承認したものと法が推定しているにもかかわらず、またそうすることは公証人にとって必要ではないと考える者たちもいるけれども、しかし上述のことを守るのが、多くの理由からより確実でより衡平にかなう。というのも、推定にもとづいて判断するのは裁判官の仕事であって、公証人の仕事ではないからであり、公証人は、上述のように、自分が身体で感覚で受け取ったものについてだけ、書くべきなのである。公証人としては、証人と同様に書くべきだからである。

#### 第11条 [文書の意義]

しかしこのことは特に、文書 Schrift がその本質に属するような契約や行為において、最も遵守されるべきである。その際には当事者たちと証人たちの前ですべての点が一語一語読み上げられることが必要だからである。なぜなら、文書が完成され当事者たちによって完全だと見なされる前には、契約は完成し有効だとは見なされないからである。そして文書が完成したならばその後には、たとえ当事者たちが同意したとしても、もはや何も付加され、除去され、変更されることはできないのである。

#### 第12条 [証書の変更・補完]

しかし公証人は、当事者たちが変更・追加・除去しようと望むものについて、新たに要請され、新しい証書を作成することができるが、しかしその際以前そのようになされたところは登録簿に残るべきである。

### 第13条 [あらかじめ準備された証書の発行]

そして特に、公証人たちは、彼らの前で契約が結ばれたところの者たちや、公証人の仕事を楽にしようとするかに装い、自身ないし他の者に公証人の登録簿から、交付されるべき証書を文案作成させ書かせ、そのうえで後から署名し書き判を入れるよう公証人に呈示するような者たちによる詐欺と欺瞞に用心すべきである。というのは、同じ事柄について、生起したことを除去したり、意味や内容を変えるようなことを付け加えるのは、しばしば危険であり、契約や行為の相手方の不利になるからである。それは時にただ一つの言葉、一つの音節、いやそれどころか一つの文字によっても容易に生じうるのであり、それは非常に目立たずよく考えられているので、公証人も相手方もこれにはほとんどあるいはまったく気づくことができないのである。それゆえ、公証人は、登録簿や略記台帳 *Imbreviatur* を、他人特に他方の当事者にとって疑わしい者たち、あるいは登録された出来事に居合わせなかった者たちに作成させるということが、いかに危険で大胆なことであるかを理解するように。しかし、契約ないし行為が協議・完成される前に、契約の両当事者ないし一方当事者により文書が作成され、その後で当事者・証人たち・公証人の前で読み上げられ、当事者たちによって同意され、その証書化が公証人に要請されるという場合は、別である。すなわちこの場合には、当事者たちが彼ら自身によって同意されたこの形式で、公証人と集められた証人たちの前で合意し行為し変更したうえで、公証人の登録簿に書き入れ、その後それについて証書を作成したということ、公証人は心配なく書くことができるのである。

### 第14条 [公証人の文書登録義務]

一般的に言って公証人は、登録簿ないし略記台帳 *Abbreviatur* への記入の際に急いだり性急にふるまったりせず、入念に注意深くすべての条項を登録するということを、最大限の熱意をもって守るべきである。というのは、公証人の職とそれに関して公証人によって誓われた誓約の本質と効力は以下の点に存するからである。すなわち、公証人は、彼らの前で行われそのために彼らが要

請されたこと、および彼らがみずからの目と耳で証人たちの前で証人たちと同様に知覚したことを、正直かつ忠実に、真実を曇らせたり偽りを挿入したりすることなく、上述のように、法やそこで証書が作成された土地の慣習によって遵守されるべき書式を考慮して登録し公表することを、入念に配慮し理解するということである。

#### **第15条** [公証人の職務義務]

公証人 Notarius oder Tabellio はまた、公益のための奉仕者であり、その職ゆえに、彼が要請されたことについて、それが正直で相当で禁止されていない限りで、特に相当の報酬を得て証書を作成する義務を負う。ただし、博士、都市参事会会員、修道士、聖職者は例外である。しかしこれらの者たちも、（要請された場合には、）登録簿の略記台帳を開く義務がある。そのような証書は有効である。しかし、彼らが [要求されないのに] みずから望んでした事柄については、禁令を破ったゆえに処罰されうる。

#### **第16条** [職の放棄・書き判の変更]

公証人はまた以下のことを知るべきである。すなわち、公証人はなんびとも、その権力から彼が職を受け取り任命された最高の君主以外の者の手に彼の公証人職を返還するべきではない。また公証人は彼の通常の書き判を、裁判官の権力によらずにまた正当な原因なく変更したり、彼の証書に別の書き判を描いたりするべきではない。

#### **第17条** [他人の登録簿から作成された証書]

公証人はその登録簿ないし略記台帳を作成し、内容を変えずに契約締結者や遺言者の心情と意見がそうであったところをすべて記入することができるが、しかし彼は他の生きているないし死んだ公証人の登録簿ないし略記台帳を、それが彼に遺贈された場合であっても、裁判官の許可なく作成し、何であれこれに付加したりそこから除去したり、あるいは一語一語の文言とは別なようにそこから公正証書を作成したりすることはできないし、するべきでもない。当該の登録簿作成や、書き判およびその他の欠陥のあるないし短縮された言葉の意味しうるところを判断するのは、裁判官が配慮するところであって、公証人がするところではないからである。

**第18条** [証書における抹消と挿入]

公証人はまた以下のことに注意するべきである。すなわち、彼らが証書を作成する際に、それと認められるような形で疑わしい個所に、一行ないし数行にわたって、あるいは行間ないし欄外で、抹消を行い、何かを付け加えるならば（彼らはそうしたことを出来るだけ避けるべきなのだが）、彼らはその後証書中や下署部 Subscription において、そのことに言及し確認すること。そうした行間ないし欄外の変更が、証書を書いた者自身の手でなされたのではない場合には、特にそうである。

**第19条** [証書の用語・証書の材料と言語]

公証人はまた以下のようなことに気を付けるべきである。すなわち、彼らの証書を余りに多くの短縮され不明確で疑わしい、証書を役に立たなくするような言葉で書き、数字や印や符号 Notas やとりわけ一般に知られていないようなものを使って書くことは、それらが容易に変造・偽造されうるゆえに、本条令によって禁止されていること。そうではなくて公証人は、完全な、普通の、読める、よく知られた文字で、紙でなく獣皮紙に、ラテン語ないしドイツ語で書くべきであること。

**第20条** [失われた登録簿の再作成]

公証人の登録簿が偶然により忘れられあるいは失われ、そのことが公表されたならば、公証人は彼が以前に失われた登録簿から証書を作成して与えた者に対して、証書を再び提供してくれるよう訴えるか、そうした者がつかまらない場合はその際に居合わせた証人たちに尋ねて、新しい登録簿を作成することができる。

**第21条** [誤りの回避]

公証人は、証書の作成と公表にあたっては、誤りを犯さないように、誠実かつ慎重に行うべきである。当事者たちにはそこから、多くの面倒、危険、出費がしばしば生じるが、それらを賠償するのは、疑いなく、公証人の義務だからである。

**第22条** [証書の欠陥の除去]

しかしもし、証明されたのであれそうでないものであれ、書式、名前、場所、時間、内容その他について、何らかの誤りが生じた、ということが起きたならば、特に証書が作成された後は（公証人はそれで彼の務めを果たしたと見なされるので）、論争、疑問、紛争を避けるために、この種の誤りが公証人自身でなく裁判官の権力によって修正され変更される方が、より確実である。

### 第23条 [証書の作成]

公証人は、彼らの前で起きた事柄について、その種の事柄がその承認に依存しており、行為の時に彼らがそのために要請されたような人の求めに応じて、心配もなくまた他人による授権もなく、（いやそれどころか彼らは刑罰 Pöenのもと法的にそうすることを義務づけられているので）そのように要請する人やその弁護士 Anwalden、相続人、包括承継人、部分承継人のために、少なくとも一度は証書を作成すべきである。しかし公証人が、後からそれを要請する人や、それについて利害関係があると称する人のために、特にそうした証書作成から他人に危険や不利益が生じうるかどうかについて、疑い・誤り・不和が存するという場合に、証書を与えうるかまた与えるべきかということは、この問題に関して存する多くの意見と議論を避けるために、公証人としては裁判官の前に呼び出されて、裁判官の権力と指示によって、そうした証書を新たに作成するか作成を拒絶するかするのが、より確実でより誠実である。

### 第24条 [疑わしい事情の回避]

公証人はまた、夜に（ただし緊急の理由からする場合は除く）、あるいは人目につかない場所で、証書を作成するよう要請されてはならないということを、知るべきである。そうしたことは疑惑なしには起こらないであろうからである。

## I 遺言について

### 第1条 [=第25条] [遺言の種類]

しかし公証人は、遺言と最終意思の起草にあたっては、さもなければそこから発生しうる大きな不利益のゆえに、特に注意深く入念に行うべきである。すなわち、皇帝の法と法律によれば2種類の遺言が存在する。一つは、文書によって行われるか、封緘された文書という手段による文書遺言であり、もう一つは、こちらの方がより広く用いられているのであるが、文書による形式や文書化さ

れていない形式なしに口頭による表明によってのみ定立されるのが常であるもので、それゆえ Nuncupativum (つまり「言明された遺言」と呼ばれており、その本質上文書を必要としないものである。更に遺言の第3の種類として、目の見えない男ないし女が口頭の言明で行ったが文書記録がないわけではないもの、つまり引き入れられ要請された公証人および証人がみずからの手で署名し、それぞれが書き判を記したようなものが、あげられる。

## 第2条 [=第26条] [遺言証人]

公証人はまた、皇帝の法によれば前述のすべての遺言を成立させるには、公証人本人を含めて少なくとも7人の証人が必要だということに注意するべきである。しかし、何らかの相続人の指定なしに遺贈や信託遺贈が行われるような遺言補足書 Codicillen の場合、および死因譲渡の場合、さらに農民が遺言をしそれより多くの証人を得られないような農村部においては、少なくとも5人の証人が必要となる。父と母が子どもたちのためにした遺言で、廃止されるべき遺言がそれに先行していない場合、あるいは戦地にあるが戦闘中ではない騎士の遺言においては、証人の数は最低2人まで引き下げられる。しかし戦闘行動中の騎士たちは、書式や形式なしに、彼らが欲するようやりかたで遺言することができる。しかし、戦闘行動中でなく戦地にもいない騎士は、普通法にしたがって遺言するべきである。

## 第3条 [=第27条] [要請された遺言証人]

また遺言においては以下のことが必要である。すなわち、証人が要請されるだけでなく、遺言を成立させるために特に呼び出され引き入れられるべきであり、あるいは少なくとも、彼らが偶然により呼ばれなくともそこにいるべきであるならば、そのように勧告され話しかけられるべきである。

## 第4条 [=第28条] [遺言者の言明]

同様に、あらゆる遺言において、遺言する者は理解できる言葉で話しあるいは書くことができなければならない。というのは、遺言する者のうちそのようにできない者は、この点で死者と同列に見なされ、遺言できないからである。

## 第5条 [=第29条] [遺言の読み上げ]

更にすべての遺言において、たとえそれが Nuncupativum のように文書なしでなされた場合であっても、そのような遺言を成立させるために行われた書き留められたすべての行為が、遺言者と証人の前で、彼らが別れる前に、読み上げられねばならない。公証人はまた、理解できるように話すことも書くこともできない者には、彼らは遺言することができないので、用心するべきである。

#### 第6条 [=第30条] [遺言証人としての能力のある者]

遺言を成立させるために引き入れられた公証人、また遺言をしようと欲する者は、更にどのような人々を証人として引き入れるかに、注意するべきである。というのも、多くの者は、法によって、そうした証言をすることを禁止されているからである。すなわち、通常そうであるように、みずから正当に遺言することができない者あるいは遺言により何かを受領することができない者すべて。更に女性、女としての面が勝っているような両性具有者、遺言者の権力のもとにある者、同じ遺言で相続人に指定された者、そして指定相続人とともに他の者の権力のもとにある者、である。それゆえ、何らかの証人の証言能力が争われて、それゆえに遺言が無効になることがないように、必要な数の証人以上に更に証人を引き入れ要請しておくことが、推奨される。

#### 第7条 [=第31条] [文書による遺言]

文書による遺言は、今では余り用いられていないが、生前にその遺志を誰にも知らせたくないような人々によって行われており、その形式は以下のとおりである。すなわち、そのように遺言しようとする者が、特にそのために呼び集められ、勧告され、要請され、すべて同時に居合わせ、体僕制から自由で、14歳以上の、証人7人の前で、封印されて結び合わされた、あるいはただ閉じられ包まれただけの、遺言者または他の者によって書かれた文書を、7人の証人すべてによって署名され、彼ら自身の書き判で確認されるべく、持ち出す。それから遺言者ははっきりと以下のように言う。持ち出されたものは彼の遺言であり、彼はすべての証人の前で自筆でそこに署名し、あるいは彼が自分で書くことができないか書きたくない場合は、彼の名と希望のもとで8人の証人のうちの1人に遺言の場で署名させたと。そして同じ日と時間に、その他の時間にかかる行為や間隔もなしに、ただし肉体の必要を原因とするものやわずかな中断は例外として、7人の証人すべてにより自筆で署名され、彼らの通常の印章

ないし書き判によって表示される。

#### 第8条 [=第32条] [口頭による遺言]

しかし Nuncupativum と呼ばれる [口頭による] 遺言の形式は以下のとおりである。すなわち、遺言しようとする者が、自分が相続人にしようとする者および自分が何かを遺そうとする者の名前と、遺言に含ませようとするものを、そのために呼ばれ要請された7人の証人たちの前で、公然とかつはっきりと、名指しし、表明する。

#### 第9条 [=第33条] [目の見えない者の遺言]

しかし、目の見えない者の遺言には以下のことが必要である。第一に、公証人と7人の証人がそのために呼ばれ、何のために呼ばれたのかが彼らに知らされる。第二に、遺言者は彼によって指定された相続人を、名前だけでなく、その位階、身分、人となりによっても指定し(ただし、名前をあげさえすれば疑いが生じえないような場合は例外である)、そしてこれと関連して彼の更なる意思を、例えば相続人指定 *Besetzung*、補充相続人指定 *Nachsetzung*、信託遺贈 *Geschäften*、遺贈 *Vermachung* のように、公証人と証人たちの前ではっきりと語り言明する。第三に、公証人、あるいは公証人が得られない場合はその代わりに呼ばれた第8の証人、および遺言者によってそのために要請されたすべての証人たちは、同じ時に、同じ場所で(ただし、それほど長くない、自然の必要による中断は除く)、証書の末尾ないし最も下の欄に、署名し、更に書き判を記す。遺言者はこのようなやり方で証人の前で、あるいは彼がその方がよいと望むのなら、事前に誰か他の者によって彼の意思と遺言を口述筆記させて、後から証人たちと公証人の前で、何のために彼らが呼び寄せられたかを明かしたうえで、この文書を彼と証人たちの前で開封させる。そしてその内容がすべての者たちに明らかにされた後で、遺言者は、それが彼の遺言にして意思であり、読み上げられたことは彼の感覚、意見、心情に従って彼が記録させたものであると公言するべきであり、最後に証人たちおよび公証人の署名と書き判が続くべきである。

#### 第10条 [=第34条] [書き判]

その際、自分の書き判を持たない者は、他人の書き判を使うことができる。

**第11条 [=第35条]** [目の見えない者の遺言補足書]

目の見えない者の遺言においてだけでなく、彼の遺言補足書やその他の終意処分においても、上述の形式を遵守することが必要である。

**第12条 [=第36条]** [遺言事案における公証人の責任]

すべての公証人はまた以下のことを知るべきである。すなわち、前述のような、皇帝の法律によって定められた遺言の諸形式を誠実に遵守することを怠る者は、違ったやり方で成立した遺言は皇帝法によれば無効なので、法の定める罰 Pön を免れることができない。

## II 皇帝文書の告知について

**第1条 [=第37条]** [公証人による送達]

余、余の後継者たるローマ皇帝ないし国王、余の帝国最高法院長官 Cammer=Richter の召喚状やどのような内容であれその他の文書を引き渡し、告知する際には、そのために要請された公証人は、以下のことに注意するべきである。すなわち、彼は、彼の職務宣誓にかけて、そこから同文の写しを作成し、完全な内容を彼の証書に組み入れたうえで、召喚が発せられた受領者に対して、彼自身で、またはそれほど困難でなく可能ならば受領者が通常住む家で、あるいは裁判官の指示にもとづく公開の布告によって、[召喚状等を] 引き渡し、読み上げ、告知し、受領者のもとに確実に残してくるように。

**第2条 [=第38条]** [多数の受領者に対する送達]

この種の文書が、一つの家や都市でなく多くの場所に居所を持つような、告知されるべき複数の人間を含んでいるということがある場合には、公証人は以下のことを知るように。すなわち、そうした文書を、その件に関して要求された個人に引き渡し告知すること。それも、上述のようなやり方で、原本を提示し読み上げて、個人々人すべてのために [原本と] 比較され内容の一致した写しを後に残してくること。ただし、[受領者たちが] 一つの家に住んでいるわけではないが、一つの都市ないし村の中には住んでいるという場合は、[受領者の数] より少ない数の写しで [受領者たちは] 満足するように。

**第3条 [=第39条]** [送達の証書化]

しかし公証人たちはまた、引き渡しと告知、その日・月・年・場所、また送達を受けた者が服従しようとせず、皇帝ないし帝国最高法院を侮り辱めるために、不遜なやり方で言葉を吐いたかどうかを、要請する者たちのために、また告知が行われた者たちのためにも、発行した証書の中で、告知された文書の内容もすべて含めて、誠実に報告し証言するべきである。

### Ⅲ 弁護人の任命

#### 第1条 [=第40条] [代理権の内容]

争点決定 Befestigung der Kriegen の前に裁判官の権力と指示によってなされまたなされるべき弁護人 Actor、未成年者の後見人および財産管理人への授權と任命にあたっては、また係争事案の解決のための訴訟代理人 Procurator の任命にあたっては、(帝国最高法院 unser Kayserlich Cammer=Gericht には欠陥のある証書が日々提出されているので) 公証人は以下のことに注意するべきである。すなわち、証書は、特別の代理権を必要とする事項と案件の点で、また(日常的な書式が含んでいる)その他の通常の条項の点で、具合よく書かれ、共同であれ別々であれ誰を弁護人にしようとするのかということが明確に示されていること。つまり、誰かより悪い人間が任命されることがないように、示されていること。[授權の内容は]一人の者が始めたことを他の者が継続し、[争いを]終わらせることができる。すなわち訴えを起こし、代理し、訴状を作成し、争点決定し、危険宣誓やその他の宣誓を行い、主張を立て、項目化し、相手方の提示に対して宣誓のもとに応答し、証人やその他の証明手段を提示し、異議を提起し、抗弁・再抗弁・再々抗弁等々を提出し、[手続き]を終結し、判決を聞き、比較的下位の裁判所へ上訴し、教皇庁へ上訴し、上訴の事務を遂行し、必要になり次第一人または複数の者を自分の代わりに補充し罷免し再び補充する。常にそれを守るという保証の約束とともに一般的にすべてのことを行い、代理権授与者の財産の責任により弁護人の責任を免れさせ、そうしたことをすべてを明示的で一般的な形式によって行うこと。

#### 第2条 [=第41条] [無害宣誓の内容]

無害宣誓を誓うことが現在実務上非常に多く行われており、委任した者が自身の名前でそのように誓われているということをたいてい知らないような多くの条項を、この宣誓は含んでいるので、それらすべての点について、委任した

者が報告を受け、それからそうした点が証書に挿入されることが、必要である。無害宣誓 Jurament Calumniae の諸条項は以下のとおりである。すなわち、当事者（原告や被告）自身またはその権限を与えられた弁護人が次のように誓う。彼は権利を持つものと信じ、事案を引き伸ばすために時間を欲しがることなく、求められたならばいつも真実を秘匿せず、事案を害意から免れさせるために、法が許可している者以外には何も与え約束しようとしなない。

### 第3条 [=第42条] [原告側の宣誓]

しかしみずからの主張点 Position ないし主張項目 Artickel を提出し、相手方が宣誓のもとで彼に答えるべく望む者は、以下のように誓約するように。すなわちその項目の内容は、みずからの行為や経緯に関する限りでは真実であり、他人の行為に関する限りでは真実であり証明できると信じると。

### 第4条 [=第43条] [相手方の宣誓]

それに答えるべき側は、彼が非難されていることを信じるか、それが真実でないかについて、真実を答えることを誓約する。

## IV 上訴証書について

### 第1条 [=第44条] [上訴の許可]

上訴 Appellationen とその書式については、その中で日々多くの障害が起きているので、公証人は以下のことを知るべきである。すなわち、皇帝法と神聖ローマ帝国の規則によれば、後に終局判決に対する上訴によって復元されるような付随的判決 Beyurteil や不利な決定 Beschwerdeung に対しては、通常上訴はなされ得ない。しかし上訴が許される事案では、付随的判決に対して上訴しようとする者は、それを文書で、また異議の理由を挙げて、行うように。その他の理由で同じ上訴が正当化されないようにするためである。終局判決に対しては、上訴が禁止されていないならば、異議の理由を挙げることなく、また文書を用いずに口頭で、判決公表の直後、つまり他の案件に移る前に、上訴の文書は後から作成するというようにして、上訴がなされる。しかし判決公表直後でなく、時間間隔を置いて上訴がなされる場合は、文書によってなされる必要がある。

**第2条 [=第45条]** [公証人の法知識]

全体としてすべての公証人は以下のことを知りかつ注意するべきである。すなわち、公証人は、少なくとも公証人職に関する案件、つまり公証人の地位全般について、みずからよく通じているべきであり、それも、公証人の前で契約し行為する当事者たちに、この種の契約や行為の際にまたそれらの有効性のために必要となる書式や条項について知らせ、法によれば許されておらず禁止されているような契約や行為にはかかわらないでおくことができるように。さもなくば公証人は、彼らの無知によって当事者に生じた利益 [の喪失] を賠償する義務を負うからである。

**第3条 [=第46条]** [公証人の再教育]

それゆえ上述のところから、公証人は一般に、また冒頭に述べられたように衰えることなく、公証人職と関連する諸法と、そこでこの種の行為が起きた場所の諸慣習にしたがって導入された諸法を、日々繰り返し習得し順守するべきである。特に、公証人の前で起きるはずの行為に、事案の多様性から矛盾や二通りの意味が生じるような場合には、公証人の無知や咎 *Schuld* がなんびとにも害を与えることがないように、公証人は学識者や経験のある者に頼るべきである。損害を与えた場合、上述のように、公証人はそれを賠償する義務を負うからである。

余と神聖帝国の都市ケルンで、10月8日、主の化肉から1512年、余のローマ帝国の治世27年目、ハンガリーの治世23年目に、公布された。